議案第55号 朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

こども・健康部保険年金課

1 改正の趣旨

本議案は、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、令和6年1月1日から施行する国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合に、地方税法施行令で定める基準に従い条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額することになることから、本市においても同様の改正を行う。

2 改正の内容

出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した国民健康保険の被保険者につき算定した国民健康保険税に係る所得割額及び均等割額について、出産の予定日又は出産の日の属する月の前月(多胎妊娠の場合は3月前)から出産の予定月又は出産の月の翌々月までの期間に係る額を基準として定めた額を減額する。

3 規定の主な内容

所得割額及び均等割額の基準について、朝霞市国民健康保険条例第12条第2項の次に 1項を追加する。

出産被保険者に係る届出について、朝霞市国民健康保険条例第13条の2の次に1条を 追加する。

4 施行年月日

令和6年1月1日から施行

改正後の朝霞市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

担当 こども・健康部保険年金課 国民健康保険係 電話463-0283